

TOPICS(トピックス) (11)

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び基本的な計画について

2018年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成30年法律第47号)が公布、施行された。

本法は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、「文化芸術基本法」(平成13年法律第148号)及び「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

本法に基づき、文部科学省と厚生労働省は2023年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」(以下本章では「第2期基本計画」という。)を策定、公表した。

第2期基本計画は、第1期に引き続き法律に定める3つの基本理念を基本的な視点とするとともに、新たに計画期間における取組を進めるに当たり目指す姿として、障害のある人による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開、関係団体・機関等の連携による取組の充実、地域における推進体制の構築の3つの目標を定めている。その上で、2023年度～2027年度までを対象期間として、11項目の具体的な施策の方向性を記載している。第2期基本計画に基づき、鑑賞や創造、発表等の機会の拡大等に係る先導的・試行的な取組を全国に普及展開するための取組や、障害者による文化芸術へのアクセス改善の取組等を支援することとしている。

また、地域における取組促進のため、地方公共団体による計画の策定及び計画に基づく取組についても併せて支援している。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」の概要

第1 はじめに

基本計画の位置付け

- ・**障害者文化芸術推進法**第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
※ 第2期基本計画期間：令和5～9年度
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する**施策の総合的かつ計画的な推進**を図る
- ・基本計画の実現に向けた取組は、合理的配慮の提供を義務づける改正障害者差別解消法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法にも適う

意義と課題

- ・障害者による文化芸術活動の推進は、文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築する
- ・文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらす
- ・**共生社会の実現に寄与**する

第1期計画期間の取組状況

- ・**東京オリンピック・パラリンピック競技大会**の開催や多様な主体の積極的な参画により各地域において様々な形で広がりを見せ、各分野において障害者の文化芸術活動は着実に進捗
- ・第1期計画期間の後半は、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大**により大きな影響を受け、文化芸術を鑑賞した障害者の割合も減少

第2 基本的な方針

- 障害者文化芸術推進法に規定する**3つの基本理念**を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

視点1) 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

視点2) 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれ、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが必要

視点3) 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず誰もがお互いの価値を認め尊重し合う地域共生社会を構築することが必要

第3 第2期の基本計画期間において目指す姿

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを受け継ぎ、**2025年の大阪・関西万博やその後の更なる発展**も見通して取組を推進
- 「第2 基本的な方針」を踏まえ、**合理的配慮の提供とそのための情報保障や環境整備**に留意しつつ、活動の裾野を広げ、地域における基盤づくりを進める観点から、**第2期の計画期間において念頭に置くべき目標**を設定(進捗を把握する指標も設定)

目標1) 障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開

障害者による文化芸術活動の裾野を更に広げるとともに、障害者が活動しやすい環境づくりを進めることにより、活動状況の更なる向上を目指す
※進捗指標：文化芸術を鑑賞した障害者の割合 等

目標2) 文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実

障害者文化芸術推進法等の周知に取り組むとともに、人材確保やノウハウの共有等に課題を抱える文化施設等における、関係団体・機関等との連携による取組を推進
※進捗指標：障害者文化芸術推進法・基本計画の認知状況
文化施設・文化芸術活動を行う福祉施設における取組状況 等

目標3) 地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築

地方公共団体における障害者の文化芸術活動の推進に係る計画等の策定や、障害者文化芸術活動支援センターの更なる設置の促進等を図る
※進捗指標：地方公共団体における計画等の策定状況 等